

座席ベルトに係る基準について(UN-R16 関係)

- 適用範囲
 - 乗用自動車及び貨物自動車
- 改正概要
 - 「座席ベルトに係る協定規則（第 16 号）」の改定が国連自動車基準調和世界フォーラムで採択され、前部保護用エアバッグを装着した着席位置に表示される警告ラベルに関し、原則として法規で規定された内容以外の情報を記載しないこと等の様式に関する規定が厳格化されます。
- 改正時期(予定)
平成 31 年 5 月
- 適用時期(予定)
新型車： 平成 32 年 9 月
継続生産車：平成 34 年 9 月

(参考)

